

昭和 37 年 2 月 1 日

規則第 5 号

大阪市事業所事務分掌規則

(設置)

第 1 条 本市に事業所を置く。

2 事業所の所属及び名称は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(事業所の長)

第 2 条 別表第 1 に掲げるところにより事業所にその長（以下「所長」という。）を置き、市長が命ずる。

2 所長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

3 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、別に定めのあるものを除くほか、主管局長（総務局長並びに大阪市事務分掌条例第 1 条に掲げる局及び室の長をいう。以下同じ。）の定める者が所長の職務を行う。

(東京事務所等の内部組織及び事務分掌)

第 3 条 東京事務所、中央卸売市場、弘済院及び心身障害者リハビリテーションセンターの内部組織及び事務分掌は、別に定める。

(内部組織等)

第 4 条 次の各号に掲げる事業所に、当該各号に定める課を置く。

(1) 建設局方面管理事務所（建設局臨港方面管理事務所を除く。）管理課及び設備課

(2) 建設局淀川左岸線 2 期建設事務所 設計課及び建設課

(3) 建設局臨港方面管理事務所 管理課

2 課に課長を置く。

3 別表第 2 に掲げる事業所に、同表に定めるところにより担当課長を置く。

4 前項に定めるもののほか、事業所に医務主幹、保健主幹、研究主幹、副所長、副場長、副館長、副園長、副院長、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、副参事、担当係長、主査、研究主任その他別に定める職員を置くことがある。

5 課に課長代理、担当課長代理、副参事、担当係長又は主査を置くことがある。

- 6 担当課長代理の職名には、市長が定める所管事務を冠するものとする。
- 7 担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、主管局長が定める事務を専管する。この場合において、同一の事業所（建設局方面管理事務所を除く。）又は課に同一の職名の担当課長代理が複数置かれているときは、当該担当課長代理の事務分担は、主管局長が定める。
- 8 第2項から第5項までの職員は、別に定めるものを除くほか、本市職員のうちから市長が命ずる。
- 9 第2項から第5項までの職員は、上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。
- 10 医務主幹、保健主幹、研究主幹、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、副参事、担当係長、主査及び研究主任の事務分担並びに担当係長、主査及び研究主任以上を除く所属員の配置及び事務分担は、主管局長が定める。

（担当の設置）

- 第5条 主管局長は、次条に規定する事業所（建設局方面管理事務所を除く。）の分掌事務を処理する単位として、担当課長をリーダーとし、当該事業所（建設局方面管理事務所を除く。）の所属員で構成されるグループを置くことができる。
- 2 前項の規定により置かれるグループは担当と称し、担当の名称には主管局長が定める所管事務を冠するものとする。
 - 3 主管局長は、第1項の規定により担当を置いたとき又は担当の編成若しくは名称を変更したときは、市長に報告しなければならない。

（事務分掌）

- 第6条 事業所の事務分掌は、第3条の規定により定めるものを除くほか、次のとおりとする。

職員人材開発センター

- (1) 研修及び職員提案制度その他職員の人材開発に関すること
- (2) 職員の人材育成施策に係る調査、企画、連絡調整及び指導に関すること

公文書館

- (1) 歴史的文化的価値を有する公文書その他の記録（以下本項において「公文書等」という。）の収集、整理及び保存に関すること

- (2) 公文書等の利用に関すること
- (3) 公文書等に関する調査研究及び普及活動に関すること

計量検査所

- (1) 計量の指導及び立入検査に関すること
- (2) 特定計量器の検査に関すること
- (3) 適正計量管理事業所の指定に関すること

消費者センター

- (1) 消費者行政に係る企画及び調査並びに関係機関との連絡に関すること
- (2) 消費者保護審議会に関すること
- (3) 消費生活に係る情報の収集及び提供並びに消費者の啓発に関すること
- (4) 消費生活に係る相談及び苦情の処理並びに不当な取引行為等に対する調査及び指導に関すること
- (5) 包装、表示等の適正化に関する調査及び指導に関すること
- (6) 商品テストに関すること
- (7) 生活物資等に係る調査及び指導に関すること
- (8) 物価安定対策事業に関すること

人権啓発・相談センター

- (1) 人権問題の啓発及び研修に関すること
- (2) 人権に係る相談に関すること

環境科学研究センター

- (1) 大気質、水質、底質及び土壌の調査、分析及び環境汚染防止に関すること
- (2) 飲料水等の各種用水の試験、検査及び調査に関すること
- (3) 下水、排水、廃棄物等の処理技術及び循環資源の再生利用に係る技術の研究に関すること
- (4) 生物の生態及び生息環境の調査に関すること
- (5) 環境科学に関する研修及び指導に関すること

こころの健康センター

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る普及啓発及び市民等の活動の支援並びに関係団体の指導育成に関すること
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に係る調査、研究、教育研修、相談及び指導に関すること
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付に係る判定その他精神障害者保健福祉手帳に関すること
- (4) 通院医療費の公費負担に係る判定その他通院医療費の助成に関すること

(5) 措置診察及び措置入院並びに精神科救急医療体制の整備、移送その他精神医療に関するこ
と

(6) 精神障害者の社会復帰の促進に関すること

(7) 精神保健福祉審議会、精神医療審査会及び自立支援医療費（精神通院）支給認定・手帳交
付審査委員会に関すること

食肉衛生検査所

(1) と畜検査に関すること

(2) 中央卸売市場南港市場（以下この項において「市場」という。）において取り扱う食品の
試験、検査に関すること

(3) 市場内の食品関係営業施設の監視及び指導に関すること

(4) と畜及び市場において取り扱う食品についての調査研究に関すること

(5) 検査手数料の徴収に関すること

(6) と畜場法に基づく届出及び申請書の受付並びに許可申請手数料の徴収に関すること

(7) 牛海綿状脳症特別措置法に基づく申請書の受付に関すること

(8) 食鳥検査に関すること

(9) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく市場において取り扱う食品
に係る輸出証明書の発行及び適合施設の認定に関すること

動物管理センター

(1) 狂犬病予防法及び大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年大阪府条例第 3 号）
による犬の捕獲及び抑留並びに抑留した犬の処分に関すること

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律による犬又は猫の引取り及び疾病にかかり、又は負傷し
た犬又は猫の収容並びに引き取り、又は収容した犬又は猫の処分に関すること。ただし、他
の所管に属するものを除く。

(3) 狂犬病予防法による抑留した犬の登録並びに鑑札及び注射済票の交付に関すること

(4) 狂犬病予防法施行令による抑留した犬の鑑札及び注射済票の再交付に関すること

(5) 動物の愛護及び管理に関する法律による動物取扱業等に係る登録、届出の受付及び監督指
導に関すること

(6) 動物の愛護及び管理に関する法律による特定動物に係る許可、届出の受付及び監督指導並
びに大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年大阪市条例第 46 号）による特定動
物の引取りに関すること

(7) 犬又は猫等による人畜その他への危害及び環境汚染の防止に関すること

- (8) 動物愛護精神の普及並びに犬又は猫等の適正な飼養及び保管の啓発に関すること
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可並びに飼養の登録に関すること

- (10) 獣医療法に基づく飼育動物診療施設に係る開設の届出の受付及び監督指導に関すること
中央卸売市場食品衛生検査所

- (1) 中央卸売市場本場（以下この項において「市場」という。）において取り扱う食品の試験、検査に関すること

- (2) 市場内の食品関係営業施設の監視及び指導に関すること

- (3) 市場において取り扱う食品についての調査研究に関すること

中央卸売市場東部市場食品衛生検査所

- (1) 中央卸売市場東部市場（以下この項において「市場」という。）において取り扱う食品の試験、検査に関すること

- (2) 市場内の食品関係営業施設の監視及び指導に関すること

- (3) 市場において取り扱う食品についての調査研究に関すること

保育・幼児教育センター

- (1) 幼児教育及び保育に係る調査及び研究に関すること

- (2) 幼児教育及び保育に係るカリキュラムの開発の支援に関すること

- (3) 幼児教育及び保育に係る研修に関すること

阿武山学園

- (1) 入所児童の生活指導、学習指導、職業指導、家庭環境の調整その他の児童の自立支援に関すること

- (2) 退所した者についての相談その他の援助に関すること

- (3) 関係機関との連絡に関すること

環境事業センター

- (1) 一般廃棄物等の処理、減量化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進に関すること

- (2) 一般廃棄物等の処理手数料の徴収（他の所管に属するものを除く。）に関すること

- (3) 一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）等の収集及び運搬の作業に関すること

- (4) 特定の道路及び橋梁^{りょう}の清掃作業並びに公衆用ごみ容器の維持管理に関すること

- (5) 一般廃棄物等の処理に関する苦情の処理並びに不法投棄の監視及び処理に関すること

- (6) 附設物品倉庫の管理に関すること

- (7) 一般廃棄物運搬用貨物自動車の小規模な修理に関すること

- (8) 局事業用自動車の修理（一般廃棄物運搬用貨物自動車の小規模な修理を除く。）及び定期検査に関する事（南部環境事業センターに限る。）
- (9) 自動車修理用機械器具及び資材の保管に関する事
- (10) 自動車修理工場の管理に関する事（南部環境事業センターに限る。）

斎場

- (1) 斎場設備の維持管理に関する事
- (2) 火葬の執行に関する事
- (3) 式場設備の使用管理に関する事
- (4) 火葬残骨灰の処分に関する事
- (5) 火葬及び埋葬に関する諸証明の発行に関する事

淡路・三国東土地地区画整理事務所

- (1) 淡路駅周辺地区土地地区画整理事業（以下本項において「淡路駅事業」という。）及び三国東地区土地地区画整理事業（以下本項において「三国東事業」という。）に伴う補償金の支払に関する事
- (2) 淡路駅事業及び三国東事業の事業計画、換地計画、仮換地の指定、換地処分及び登記に関する事
- (3) 淡路駅事業及び三国東事業に伴う土地の境界明示に関する事
- (4) 淡路駅周辺地区土地地区画整理審議会及び三国東地区土地地区画整理審議会並びに評価員に関する事
- (5) 淡路駅事業及び三国東事業に伴う工事の連絡調整に関する事
- (6) 淡路駅事業及び三国東事業に伴う地上物件の移転及び補償に関する事
- (7) 淡路駅事業及び三国東事業に伴う地上物件の移転のための土地及び仮設収容建物の管理及び処分に関する事
- (8) 淡路駅事業及び三国東事業に係る仮換地に指定されない土地の管理並びにこれに伴う法令違反建築物等の監視及び処理に関する事
- (9) 淡路駅事業及び三国東事業に係る不動産の不法占拠の監視及び処理に関する事

都市整備局生野南部事務所

- (1) 生野区南部地区における住環境の整備に関する事業（以下この項において「事業」という。）の実施に伴う連絡調整に関する事
- (2) 事業の対象者の公的住宅、店舗及び作業所への入所並びに公的助成の相談及びあつせんに関する事

- (3) 事業地区内の土地及び建築物の調査に関すること
- (4) 事業用地の取得及び利用の計画並びに管理に関すること
- (5) 事業地区内における公共・公益施設の整備に係る連絡調整に関すること

建設局方面管理事務所（建設局臨港方面管理事務所を除く。）

管 理 課

- (1) 下水道施設の工事の施行、維持修繕及び管理に関すること
- (2) 受託下水道工事に関すること
- (3) 排水設備の計画確認及び検査に関すること
- (4) 所管不動産の不法占拠の予防に関すること
- (5) 工事用機械器具及び車両の整備並びに運用に関すること
- (6) 所の安全衛生管理に関すること
- (7) 他の課の主管に属しないこと

設 備 課

- (1) 下水道施設の電気機械設備の維持管理に関すること
- (2) 下水道施設の電気機械設備の工事の施行並びに特命による下水道施設の電気機械設備の管理運営に係る企画及び連絡調整に関すること
- (3) 下水の水質の管理に関すること

建設局工営所

- (1) 特命による道路占用に関すること
- (2) 所管不動産の不法占拠の処理（他の所管に属するものを除く。）及び特命による屋外広告物の除却に関すること
- (3) 道路、橋梁^{りょう}、河川その他特定土木施設の工事の施行（他の所管に属するものを除く。）、維持修繕及び管理に関すること
- (4) 道路掘さく工事の連絡調整に関すること

公園事務所

- (1) 公園（公園施設を含み、他の所管に属するものを除く。以下同じ。）の建設及び整備に係る工事の施行、公園の管理運営並びに収入金の徴収に関すること
- (2) 樹木及び花卉^きの管理に関すること

河川・渡船管理事務所

- (1) 河川及び運河の維持に関すること
- (2) 水門その他の河川管理施設の操作及び維持管理に関すること

(3) 特命による河川及び運河の管理に関すること

(4) 渡船運航に関すること

(5) 渡船施設の管理に関すること

舞洲スラッジセンター

(1) 下水汚泥の脱水、溶融、再生利用その他の処理に関すること

建設局水質試験所

(1) 工場排水等の水質等の分析及び試験に関すること

(2) 下水の浄化処理過程の調査及び研究に関すること

(3) 下水の水質検査の技術的総括に関すること

建設局淀川左岸線 2 期建設事務所

設 計 課

(1) 淀川左岸線 2 期事業及び当該事業に関連する都市計画街路事業の調査及び計画に関するこ
と

(2) 淀川左岸線 2 期事業及び当該事業に関連する都市計画街路事業に係る用地及び設計に関す
ること

建 設 課

(1) 淀川左岸線 2 期事業及び当該事業に関連する都市計画街路事業に係る工事の施行に関する
こと

建設局臨港方面管理事務所

管 理 課

(1) 大阪港湾局が所管する道路、橋梁^{りょう}及び緑地(別に定めるものに限る。)の工事の施行、
維持修繕及び管理に関すること

附 則(令和 7 年 3 月 27 日規則第 28 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第1条、第2条関係）

所属	事業所の名称	所長の名称
総務局	大阪市職員人材開発センター	所長
総務局行政部	大阪市公文書館	館長
政策企画室	大阪市東京事務所	所長
経済戦略局	大阪市中央卸売市場	市場長
経済戦略局産業振興部	大阪市計量検査所	所長
市民局	大阪市消費者センター	所長
市民局ダイバーシティ推進室	大阪市人権啓発・相談センター	所長
福祉局	大阪市立弘済院	院長
	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター	所長
健康局総務部	大阪市立環境科学研究センター	所長
健康局健康推進部	大阪市こころの健康センター	所長
健康局生活衛生部	大阪市食肉衛生検査所	所長
	大阪市動物管理センター	所長
健康局生活衛生部生活衛生課	大阪市中央卸売市場食品衛生検査所	所長
	大阪市中央卸売市場東部市場食品衛生検査所	所長
こども青少年局	大阪市保育・幼児教育センター	所長
こども青少年局子育て支援部	大阪市立阿武山学園	園長
環境局総務部施設管理課	大阪市立瓜破斎場	場長
環境局事業部	大阪市東北環境事業センター	所長
	大阪市城北環境事業センター	所長
	大阪市西北環境事業センター	所長
	大阪市中部環境事業センター	所長
	大阪市西部環境事業センター	所長
	大阪市東部環境事業センター	所長
	大阪市西南環境事業センター	所長
	大阪市南部環境事業センター	所長
	大阪市東南環境事業センター	所長
都市整備局市街地整備部	大阪市淡路・三国東土地区画整理事務所	所長

	大阪市都市整備局生野南部事務所	所長
建設局	大阪市建設局東部方面管理事務所	所長
	大阪市建設局西部方面管理事務所	所長
	大阪市建設局南部方面管理事務所	所長
	大阪市建設局北部方面管理事務所	所長
建設局東部方面管理事務所	大阪市建設局中浜工営所	所長
	大阪市建設局田島工営所	所長
	大阪市鶴見緑地公園事務所	所長
	大阪市真田山公園事務所	所長
建設局西部方面管理事務所	大阪市建設局津守工営所	所長
	大阪市建設局市岡工営所	所長
	大阪市大阪城公園事務所	所長
	大阪市八幡屋公園事務所	所長
	大阪市河川・渡船管理事務所	所長
建設局南部方面管理事務所	大阪市建設局住之江工営所	所長
	大阪市建設局平野工営所	所長
	大阪市長居公園事務所	所長
建設局北部方面管理事務所	大阪市建設局野田工営所	所長
	大阪市建設局十三工営所	所長
	大阪市扇町公園事務所	所長
	大阪市十三公園事務所	所長
	大阪市舞洲スラッジセンター	所長
建設局下水道部下水道資源循環課	大阪市建設局水質試験所	所長
建設局臨海地域事業推進本部	大阪市建設局淀川左岸線２期建設事務所	所長
	大阪市建設局臨港方面管理事務所	所長

別表第2(第4条関係)

所属名	名称	人員
大阪市職員人材開発センター	企画・研修担当課長	名 1
大阪市立環境科学研究所	環境調査担当課長	1
大阪市こころの健康センター	精神保健医療担当課長	1
大阪市東北環境事業センター	事業推進担当課長	1
大阪市城北環境事業センター	事業推進担当課長	1
大阪市中部環境事業センター	事業推進担当課長	1
大阪市南部環境事業センター	事業推進担当課長	1
大阪市建設局中浜工営所	事務総括担当課長	1
大阪市建設局田島工営所	事務総括担当課長	1
大阪市建設局津守工営所	事務総括担当課長	1
大阪市建設局市岡工営所	事務総括担当課長	1
大阪市建設局住之江工営所	事務総括担当課長	1
大阪市建設局平野工営所	事務総括担当課長	1
大阪市建設局野田工営所	事務総括担当課長	1
大阪市建設局十三工営所	事務総括担当課長	1